

藤田医科大学学術情報リポジトリ運用指針

施行(平成 25 年 10 月 1 日)

1. この運用指針は、藤田医科大学学術情報リポジトリ規程(以下、規程という)第 8 条に基づき藤田医科大学学術情報リポジトリの運用に関して必要な事項を定める。
2. 次に掲げる用語の定義は、規程の定めるものと同様とする。
 - (1) 学術成果物
 - (2) リポジトリ
 - (3) 登録者
 - (4) 委員会
3. リポジトリに登録される学術成果物は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 登録者が、本学に在籍中に、単独又は共同で作成した学術成果物であること
 - (2) 公開にあたって、本学の他の規程、法令及び公序良俗に反しないこと
 - (3) ネットワークを通じて安全に公開できること
 - (4) すべての著作権者がリポジトリへの登録(第 5 項の無償の許諾に関する事項を含む)を認めていること
4. 登録者がリポジトリに学術成果物を登録する場合は、別に定める登録手続きに従うものとする。
5. 著作権は、学術成果物がリポジトリに登録された後も著作権者に帰属する。登録者は、学術成果物をリポジトリに登録するにあたり、著作権について次の事項を無償で許諾するものとする。
 - (1) 学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納すること
 - (2) ネットワークを通じて、複製物を不特定多数に無料で公表すること
 - (3) 保存及び恒久的な利用の保証のため、必要に応じて学術成果物の複製及び媒体変換を行うこと
6. 図書館は、登録者から提供された学術成果物について、著作権法その他関係法令等を調査し、公開に支障のないことを確認した上で、リポジトリへ登録し、公開する。
7. リポジトリに登録された学術成果物を利用しようとする者は、著作権法に規

定されている私的使用目的の複製、引用等の権利制限の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

8. 図書館は、次に掲げる場合に、リポジトリに登録された学術成果物を削除することができる。

(1) 登録者から削除の申請があり、それを図書館長が承認した場合

(2) 登録された学術成果物が、法令及び公序良俗に反することが明らかになった場合、又は内容が著しく不適切であることが明らかになった場合

9. リポジトリに登録された学術成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。また、リポジトリに登録された学術成果物の利用、削除、非開示その他の規程又は指針に基づく行為によって発生した登録者、著作権者を含む第三者のいかなる損害についても、一切責任を負わない。

10. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリに関して必要な事項は、委員会の審議を経て定める。